



菊水電子工業株式会社

第71回

定時株主総会招集ご通知

2022年6月29日(水曜日)午前10時
新横浜グレイスホテル4階 サフィア
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地15

議決権
行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

私たち菊水は 自由で豊かな発想と行動力で“創発”し 社会と共に進化します

自由な発想と行動力で、社会と共に進化する



目次

株主の皆様へ	02
第71回定時株主総会招集ご通知	03
第71回定時株主総会継続会の 開催について	07
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	08
第2号議案 吸収分割契約承認の件	09
第3号議案 定款一部変更の件	24
第4号議案 取締役2名及び 補欠取締役1名選任の件	28
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	31
第6号議案 取締役賞与支給の件	32
第7号議案 当社株式の大量買付行為 に関する対応策（買収防 衛策）の継続の件	33
KIKUSUI WEBのご案内	54



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げますと共に、日々治療に当たられている医療従事者の方々に深い尊敬の念と感謝を申し上げます。

当社グループは、重点市場である航空宇宙、電池、自動車のC A S E（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）、サーバー・I C T関連市場におきまして、当社の強みであります豊富な製品群及び新製品を軸に、先進的な提案型営業活動と研究開発活動を進めてまいりました。また、感染症拡大防止に対応したオンライン商談やWe bを活用した販売促進活動等を進めてまいりました。

当社グループが更なる企業価値の向上と持続的な成長を実現するためには、より一層の経営基盤の強化と経営の効率化や市場環境の変化に柔軟に対応できるよう、グループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成、機動的な組織体制を構築することが必要であると考え、第71回定時株主総会で承認が得られること等を条件として、当社は持株会社体制に移行いたします。

なお、当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、普通配当1株当たり30円とすることを第71回定時株主総会でご提案申し上げたいと存じます。

お客様のご愛顧と当社を支えていただいている株主の皆様にご心より感謝を申し上げますと共に今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長

小林一夫

株主各位

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

菊水電子工業株式会社

代表取締役社長 小林一夫

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、[2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着](#)するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 新横浜グレイスホテル4階 サフィア
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地15

（昨年と会場が異なりますので、お間違いのないよう末尾の会場ご案内図をご参照ください）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

▶ 当社ウェブサイト：<https://www.kikusui.co.jp> 菊水電子工業 検索

3. 目的事項

報告事項

1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

報告事項の取り扱いについては、7頁の「第71回定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件
- 第7号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、当会社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

議決権の行使についてのご案内



株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要)
また、資源削減のため議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時



株主総会にご出席いただけない場合

郵送で事前に議決権を行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

以 上

- 株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

▶ 当社ウェブサイト：<https://www.kikusui.co.jp> 菊水電子工業 **検索**

来場される株主様へのお知らせ

- ・お土産の用意はございません。
- ・株主の皆様におかれましては、マスクを着用のうえご来場くださいますようお願い申し上げます。また、出席する当社関係者も、原則としてマスクを着用いたします。
- ・会場入口に設置した消毒液の使用や手洗いにご協力をお願い申し上げます。
- ・発熱、倦怠感、咳等の症状や、その他の体調不良のご様子が見られる株主の方に対し、入場のお断り、着席場所の指定、途中退室や会場内での場所の移動のお願い等をさせていただく場合がございます。
- ・株主の皆様におかれましては、上記の症状が見られるときその他体調がすぐれないときは、ご無理をなさらず出席を見合わせることをご検討ください。郵送による事前の議決権行使の方法は、5ページ記載のとおりです。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項等のご説明を例年より短縮させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

▶当社ウェブサイト：<https://www.kikusui.co.jp> 菊水電子工業 検索

第71回定時株主総会継続会の開催について

当社は、中国上海市に拠点を置く当社連結子会社において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うロックダウンの影響により、決算業務及び会計監査人による監査業務に遅延が生じました。

このため、当社は、2022年6月29日開催の第71回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件」に関しましては、別途本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会でご報告するとともに、本継続会の日時及び場所の決定を議長にご一任願うこと（以下「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。

また、第71期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

以 上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、普通配当を前期比10円増配し、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金 銭
(2) 配当財産の割当てに関する 事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 30円 配当総額 金 250,168,350円
(3) 剰余金の配当が 効力を生じる日	2022年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の 項目及びその額	別途積立金	500,000,000円
(2) 減少する剰余金の 項目及びその額	繰越利益剰余金	500,000,000円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 提案の理由

当社は2021年度に創立70年を迎えました。この間「計測と電源のエキスパート」企業として、電子計測器・電源機器の製造販売事業等を展開し、高品質の製品を提供することで、お客様から必要とされる企業を目指し、事業拡大に取り組んで参りました。

当社グループが更なる企業価値の向上と持続的な成長を実現するためには、より一層の経営基盤の強化と経営の効率化や市場環境の変化に柔軟に対応できるよう、グループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成、機動的な組織体制を構築することが必要であると考えております。

当社は2021年10月28日に「持株会社体制への移行に向けた検討開始のお知らせ」を発表して以降、これまでの間、事業や組織の在り方や運営体制、ガバナンス体制の検討を行って参りました。その検討の結果、当社は持株会社体制へ移行することにより、機動的な組織構造を実現しつつ、次世代に向けた経営人材を育成することが、次世代の当社グループの設計として最善と考えるに至りました。

そのため、2022年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む当社製品の販売、開発事業及びこれらの事業に関連する輸出入事業、並びに当社製品の製造事業及び当該事業に関連する輸出入事業を、当社の100%子会社である菊水電子準備株式会社及び菊水エムズ株式会社に対して、それぞれ承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことを内容とする各吸収分割契約を締結することを2022年5月13日開催の取締役会にて決議し、同日付で、各吸収分割承継会社との間で吸収分割契約（以下、これらを総称して「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容

当社が各吸収分割承継会社と締結した本吸収分割契約の内容は次のとおりです。

(1) 当社と菊水電子準備株式会社との吸収分割契約

吸収分割契約書（写）

菊水電子工業株式会社（以下「甲」という。）と菊水電子準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件吸収分割により、本件効力発生日（第3条において定義する。）をもって、甲の電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、及びソフトウェアの販売、開発事業並びにこれらの事業に関連する輸出入事業（以下「本件事業」と総称する。）に関する第4条記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本件吸収分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：菊水電子工業株式会社

（本件効力発生日付で「菊水ホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

（本件効力発生日付で「神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号サウスウッド4階」に住所変更予定。）

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：菊水電子準備株式会社

（本件効力発生日付で「菊水電子工業株式会社」に商号変更予定。）

住所：神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

第3条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。ただし、本件吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

- 1 本件吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への負債の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件吸収分割の対価）

乙は、甲に対して、本件吸収分割による株式、金銭その他の財産の割り当ては行わない。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、いずれも変動しない。

第7条（分割承認決議等）

- 1 甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。
- 2 乙は、本件効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。ただし、乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件吸収分割を行う。

第8条（法令遵守）

- 1 甲は、本契約の締結日及び本件効力発生日において、本件事業に適用ある法令等を遵守し、本件事業を遂行するために必要となる許認可等の取得その他の手続を履践していることを表明及び保証する。
- 2 甲及び乙は、甲による前項に基づく表明及び保証の重大な違反又は本件効力発生日前の甲による本件事業に関する故意又は重大な過失に起因して乙が損害等を被った場合には、当該損害等の分担について誠実に協議する。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに本吸収分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議のうえ決定する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年5月13日

甲

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号
菊水電子工業株式会社
代表取締役社長 小林 一 夫 ㊟

乙

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号
菊水電子準備株式会社
代表取締役 松 村 尚 彦 ㊟

(別紙)

承継対象権利義務明細表

本件効力発生日において、乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、下記の資産、負債及び契約上の地位その他の権利義務とする（ただし、法令、条例により本件吸収分割による承継が禁止または制限されるものを除く。）。なお、乙が甲から承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日の終了時点の貸借対照表その他同時点現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

記

1. 資産及び負債

以下の(1)及び(2)に掲げる資産及び負債。ただし、(3)に掲げるものを除く。

(1) 資産

本件事業に関して有する売掛金、棚卸資産、土地、建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、その他の資産等。

(2) 負債

本件事業に関して有する長期預り保証金、その他の負債及び債務等。

(3) 承継対象から除外される資産及び負債

- ① KIKUSUI AMERICA, INC.の株式のすべて
- ② 菊水貿易（上海）有限公司の株式のすべて
- ③ フジテック株式会社の株式のすべて

2. 契約

本件効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、本件事業に関して甲が締結した本件事業に関する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、雇用契約に係る契約上の地位及び同契約に基づき発生した一切の権利義務を除く。）。

3. その他の権利義務

本件効力発生日の前日の終了時点において甲が本件事業に関して保有している免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以 上

(2) 当社と菊水エムズ株式会社との吸収分割契約

吸収分割契約書（写）

菊水電子工業株式会社（以下「甲」という。）と菊水エムズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件吸収分割により、本件効力発生日（第3条において定義する。）をもって、甲の電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、及びソフトウェアの製造事業並びに当該事業に関連する輸出入事業（以下「本件事業」と総称する。）に関する第4条記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本件吸収分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：菊水電子工業株式会社

（本件効力発生日付で「菊水ホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

（本件効力発生日付で「神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号サウスウッド4階」に住所変更予定。）

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：菊水エムズ株式会社

住所：山梨県南都留郡富士河口湖町勝山2805番地

第3条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。ただし、本件吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

- 1 本件吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への負債の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件吸収分割の対価）

乙は、甲に対して、本件吸収分割による株式、金銭その他の財産の割り当ては行わない。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、いずれも変動しない。

第7条（分割承認決議等）

- 1 甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。
- 2 乙は、本件効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。ただし、乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件吸収分割を行う。

第8条（法令遵守）

- 1 甲は、本契約の締結日及び本件効力発生日において、本件事業に適用ある法令等を遵守し、本件事業を遂行するために必要となる許認可等の取得その他の手続を履践していることを表明及び保証する。
- 2 甲及び乙は、甲による前項に基づく表明及び保証の重大な違反又は本件効力発生日前の甲による本件事業に関する故意又は重大な過失に起因して乙が損害等を被った場合には、当該損害等の分担について誠実に協議する。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに本吸収分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議のうえ決定する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年5月13日

甲

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号
菊水電子工業株式会社
代表取締役社長 小林 一夫 ㊟

乙

山梨県南都留郡富士河口湖町勝山2805番地
菊水エムズ株式会社
代表取締役 流石 昭仁 ㊟

(別紙)

承継対象権利義務明細表

本件効力発生日において、乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、下記の資産、負債及び契約上の地位その他の権利義務とする（ただし、法令、条例により本件吸収分割による承継が禁止または制限されるものを除く。）。なお、乙が甲から承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日の終了時点の貸借対照表その他同時点現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

記

1. 資産及び負債

以下の(1)及び(2)に掲げる資産及び負債。

(1) 資産

本件事業に関して有する棚卸資産、土地、建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、その他の資産等（甲の子会社であるフジテック株式会社の株式のすべてを含む。）。

(2) 負債

本件事業に関して有する未払費用、その他の負債及び債務等。

2. 契約

本件効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、本件事業に関して甲が締結した本件事業に関する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、雇用契約に係る契約上の地位及び同契約に基づき発生した一切の権利義務を除く。）。

3. その他の権利義務

本件効力発生日の前日の終了時点において甲が本件事業に関して保有している免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

吸収分割承継会社2社は、本分割の効力発生日時点において当社の完全子会社であるため、本分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(2) 資本金及び資本準備金の額に関する事項の相当性

本分割に際して吸収分割承継会社2社の資本金及び資本準備金は変動いたしません。

(3) 新株予約権に関する事項の相当性

該当事項はございません。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社2社は、2022年4月1日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社2社の設立の日（2022年4月1日）における貸借対照表の内容は、以下のとおりです。

①菊水電子準備株式会社

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	100	流動負債	—
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		純資産の部	
		資本金	100
		資本準備金	—
		純資産合計	100
資産合計	100	負債及び純資産合計	100

②菊水エムズ株式会社

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	100	流動負債	—
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		純資産の部	
		資本金	100
		資本準備金	—
		純資産合計	100
資産合計	100	負債及び純資産合計	100

- (5) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はございません。
- (6) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はございません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 持株会社体制への移行に関する定款一部変更

第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、当社の商号（現行定款第1条）及び事業目的（現行定款第2条）を変更することの承認をお願いするものです。

本議案における定款変更については、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおりに承認可決され、同議案で承認された吸収分割契約に従って吸収分割がその効力を生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2022年10月1日（当該吸収分割契約に従って効力発生日が変更された場合には、変更後の効力発生日）に、その効力が発生するものといたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に関する定款一部変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、これに伴い当社定款を変更することの承認をお願いするものです。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 持株会社体制への移行に関する定款一部変更

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商 号)</p> <p>当社は、<u>菊水電子工業株式会社</u>と称し、英文では<u>KIKUSUI ELECTRONICS CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、ソフトウェアの製造、販売並びに輸出入。</p> <p>2. 前項に附帯関連する一切の業務。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第1条 (商 号)</p> <p>当社は、<u>菊水ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>KIKUSUI HOLDINGS CORPORATION</u> と表記する。</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、<u>次の事業を営むこと及び、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該株式会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. 電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、ソフトウェアの製造、販売並びに輸出入。</p> <p>2. 前項に附帯関連する一切の業務。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 (略)</u></p> <p><u>第2条 定款第1条及び第2条の変更は、当社と菊水電子準備株式会社及び菊水エムズ株式会社との間で締結された2022年5月13日付吸収分割契約の効力発生を条件として、効力が生じるものとする。なお、本条は、当該吸収分割の効力発生日の経過により、自動的に削除されるものとする。</u></p>

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に関する定款一部変更

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="160 314 743 379">第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="231 394 743 697">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="402 742 515 765">＜新 設＞</p>	<p data-bbox="1006 314 1120 337">＜削 除＞</p> <p data-bbox="765 742 1267 765">第15条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p data-bbox="836 780 1348 886">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="810 901 1348 1082">② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="400 243 515 269"><新 設></p> <p data-bbox="400 311 515 337"><新 設></p>	<p data-bbox="1037 243 1090 269">附則</p> <p data-bbox="762 306 1348 459">第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部 を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="810 470 1348 656">② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="810 666 1348 777">③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役齋藤士郎、松村尚彦の2氏は、任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

また、社外取締役が欠ける場合に備え、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再任 さいとうしろう 齋藤士郎 (1958年10月22日生)	1982年3月 当社入社 1995年4月 当社経理部次長 2000年4月 当社執行役員経理部門担当 2004年10月 当社執行役員経理部門・人事総務部門・法務室・広報室担当 2006年6月 当社取締役経理部門・情報管理部門・人事総務部門・法務室・広報室担当 2009年4月 当社常務取締役生産関連部門・資材部門・業務支援関連部門管掌 2010年4月 当社常務取締役管理本部長 2019年6月 当社常務取締役管理本部長、品質本部長 2021年4月 当社常務取締役管理本部長(現任)	34,399株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋藤士郎氏につきましては、財務・会計に関する豊富な知識やグループ経営に関する深い知見を有しており、取締役就任後は、生産関連部門・資材部門・業務支援関連部門管掌、管理本部長、品質本部長を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通していると共にその職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引続き取締役候補者としたものであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ むら なお ひこ 松村尚彦 (1961年2月22日生)	1983年4月 当社入社 1999年4月 当社第一技術部門マネージャー 2007年4月 当社執行役員新規事業本部副本部長補佐、 新規事業本部事業推進室長、開発部門担 当 2011年4月 当社執行役員営業本部副本部長補佐 2012年4月 当社執行役員菊水中国支社長 2012年6月 当社取締役菊水中国支社長 2013年4月 当社取締役菊水中国支社長、社長室副室長 2015年4月 当社取締役ものづくり本部長、グローバ ル事業部副事業部長、米国支社長 2015年6月 KIKUSUI AMERICA, INC. CEO 2017年3月 菊水貿易（上海）有限公司董事長（現任） 2017年4月 当社取締役グローバル事業部長 2018年6月 KIKUSUI AMERICA, INC. Chairman of the board(現任) 2019年4月 当社常務取締役グローバル事業部長 2020年4月 当社常務取締役営業本部長 2022年4月 当社常務取締役営業本部長、技術本部副 本部長(現任) 2022年4月 菊水電子準備株式会社代表取締役（現任）	24,099株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松村尚彦氏につきましては、技術・研究開発に関する豊富な知識やグループ経営に関する深い知見を有しており、取締役就任後は、海外拠点責任者、ものづくり本部長、グローバル事業部長、営業本部長、技術本部副本部長を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通していると共にその職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引続き取締役候補者としたものであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	しん たに いっ お 新谷逸男 (1953年11月25日生)	1972年4月 東京国税局入局 2001年7月 国税庁長官官房人事課課長補佐 2002年7月 館山税務署長 2004年7月 東京国税局調査第1部特別国税調査官 2006年7月 東京国税局総務部国税広報広聴室長 2008年7月 杉並税務署長 2009年7月 東京国税局総務部総務課長 2010年7月 国税庁長官官房監督評価官室長 2012年3月 沖縄国税事務所長 2013年6月 金沢国税局長 2014年8月 新谷逸男税理士事務所開設(現任) 2015年6月 岩井機械工業株式会社社外監査役(現任) 2016年3月 株式会社M.I.Tホールディングス(現株式会社ビューティーシェアリングテクノロジーズ)社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新谷逸男氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 新谷逸男氏につきましては、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。同氏が社外取締役に就任した場合の役割として、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っていただくことを期待しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が社外取締役として就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をするものであります。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
いちのせ よしあき 一之瀬 由明 (1942年12月6日生)	1966年12月 税理士試験合格 1969年9月 公認会計士第二次試験合格 1973年2月 公認会計士第三次試験合格 1973年9月 一之瀬公認会計士事務所開設(現任) 2001年6月 東京税理士会品川支部支部長 2003年7月 公認会計士第三次試験試験委員 2005年6月 東京税理士会理事 2006年10月 南関東防衛局入札監視委員会委員 2010年6月 日本公認会計士協会東京会品川会会長 2010年9月 税理士法人ファースト会計事務所代表社員 2012年8月 南関東防衛局入札監視委員会委員長 2021年1月 税理士法人ファースト会計事務所相談役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 一之瀬由明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 一之瀬由明氏につきましては、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外監査役としての職務を遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役として就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第 6 号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役 7 名（社外取締役 1 名を除く）に対し、当期の業績その他の諸般の事情を勘案して、賞与総額 58,000 千円を支給いたしたいと存じます。

取締役に対する賞与支給は、配当、従業員の賞与支給水準、他社の動向、中長期的な業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、算出されたものであり、当該決定方針に沿ったものとなっているため、相当であります。

各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにいたしたいと存じます。

第7号議案

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

2019年6月27日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）を導入し、その有効期限は、本定時株主総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、旧プラン導入以後の情勢の変化等も踏まえ、買収防衛策の継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、株式会社の支配に関する基本方針を維持することを確認したうえで、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することにいたしました。（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プランの継続にあたり、軽微な修正を施している個所がありますが、基本的な内容は旧プランと同一であり、内容に関わる大幅な変更はありません。

つきましては、本プランを決定することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといったものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、1951年の創業以来、エレクトロニクス技術の基盤を支える電子計測器及び電源機器の専門メーカーとして、高品質な製品・サービスを提供する事に取り組み、お客様からの信頼を築き上げてきました。

電子計測器と電源機器はいずれもエレクトロニクス技術に必須の設備であり、電気、電子機器・装置の研究開発、生産が行われるあらゆる場所が当社グループの活躍するステージとなります。

また、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される中、多様化するお客様ニーズへ柔軟に対応するために、そのニーズを的確に把握し、お客様にご満足いただける製品・サービスを提供することにより、電子計測器と電源機器のエキスパートとして、日本、そして世界のエレクトロニクス産業を支えるという、重要な役割を果たすことができると考えております。

電子計測器については、研究開発から、製造、検査、サービスに至る幅広い領域で使用される必需品です。特に近年は、特定用途に専用化した計測器の需要が高く、そのニーズに応じた製品の開発、販売に注力しています。

電源機器については、あらゆるエレクトロニクス部品や機器・装置の評価に欠かせない重要な設備装置です。近年は、直流及び交流電源と共に、評価用疑似負荷となる電子負荷装置が躍進し、「電源と電子負荷のトップブランド」として、国内外ユーザー様の支持を頂いています。

このように、当社製品は、微小な電流や電圧、高周波等の電気信号を高精度に測定するための電子計測器や、安定した直流・交流電圧を出力させる電源機器等、専門的な知識や高度な技術力が求められております。

当社は、中長期的な経営計画に取り組み、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることを通じ、企業価値の向上をさせるべく、効率的かつ適正な企業運営を推進することで、当社の企業価値・株主の皆様のご共同利益を最も向上させるものと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の経営体制を構築し、経営の透明性や公正性並びに迅速な意思決定の維持・向上に努めることを最重要課題と考えております。

当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役1名)で構成され、定例(毎月1回)及び臨時に開催しており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を逐次監督しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、定例(年4回)及び臨時に開催しており、法令で定められた事項に加え、監査役の職務執行に関する重要事項を決定しております。

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、社外取締役1名を独立役員として指定しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、内部管理体制の強化を推進しており、社内における内部統制の見直しを行い、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」に係る改善及び合理的な運用を図るべく、今後も鋭意努力してまいります。

3. 本プラン導入の目的

このように、上記1.の基本方針に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策を推進しておりますが、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといったものも少なくありません。

もとより、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、中長期的な経営計画の下、さらなる成長に向けて取り組んでおります。その過程において、短期的に、または、投機的に株式の取得・売却をする目的での株式の大量買付者が登場することは、中長期的な成長の機会を失うのみならず、電子計測器・電源機器メーカーとしての品質に対するお客様の信用を損ね、当社グループの企業価値が大きく毀損するおそれがあります。こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価上昇を目的とした経営判断を求められかねず、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。また、現在の当社株主構成には固定的な大株主は存在せず、当社株式は多くの株主の皆様分散して保有されておりますので、今後大量買付行為が行われる可能性も否定できないことから、予め防衛策を導入しておくことが必要不可欠と判断しております。

これらの理由から、当社グループの経営に対して重要な影響を与えることとなる、当社株式に係る株式等の保有割合を20%以上とすることを目的とした買付者等による買収行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対する十分な情報提供がなされる機会を確保しつつ、株主共同の利益を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証する必要があると考えております。

上記1.の基本方針に照らした結果、当該買収行為が当社の株主全体の利益に反し、または当社グループの事業目的を妨げるものである場合には、これを未然に防ぎ、併せて買付者等と取締役会とが交渉を行う機会を設け当社グループの企業価値をより向上させるため、買付者等及び当社取締役会に対して事業計画の提案等をさせることを目的として、本プランの導入を決定いたしました。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる当社株式の買付について

次の①または②に該当する買付がなされる場合、原則として、本プランに定める手続に従い、本プランは開始されます。

但し、①または②に該当する場合でも、当社取締役会が書面で同意した場合には、この限りではありません。(以下、①または②に該当する買付を行った者(当社取締役会が書面で同意したことにより本プランの対象にならない買付を行った者を除く。)を「買付者等」という。)

- ① 当社が発行者である株式等(*1)について保有者(*2)の株式等保有割合(*3)の合計が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等(*4)について、公開買付(*5)に係る株式等の株式等所有割合(*6)、及びその特別関係者(*7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
 - (*1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下同様です。
 - (*2) 金融商品取引法第27条の23第3項で保有者とみなされる者を含み、以下同様です。
 - (*3) 金融商品取引法第27条の23第4項の「株券等保有割合」で、以下同様です。
 - (*4) 金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」で、以下②では同様です。
 - (*5) 金融商品取引法第27条の2第6項の「公開買付」で、以下同様です。
 - (*6) 金融商品取引法第27条の2第8項の「株券等所有割合」で、以下同様です。
 - (*7) 金融商品取引法第27条の2第7項の「特別関係者」(同項第1号に掲げる者については、「発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令」第3条第2項で定める者を除く。)で、以下同様です。

(2) 買付者等による当社に対する情報提供

上記(1)①または②の買付を行う買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買収行為の実行に先立ち、当社に対して、次の①～⑨に定める情報、資料及び書面（以下、総称して「必要情報」という。）を日本語で提供していただきます。独立委員会は、当初提出いただいた情報のみでは不十分であると判断した場合には、その意向表明書を受領した日から5営業日以内に、必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。

なお、買付者等は、独立委員会の指定した合理的期間内に必要情報を追加提供できない場合、独立委員会に対し、必要情報の提出期限の延長を申し出ることができます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、株主、組合員その他の構成員等）の名称、本店所在地、資本構成、事業内容、経歴または沿革、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等
- ② 買収の目的、方法及び内容（買収対価の種類及び価額、買収の時期、買収及びこれに関連するスキームの概要等）
- ③ 買収の対価の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等）
- ④ 買収資金の調達方法（買収資金の提供者がいる場合には、その名称、調達方法、担保提供の有無、内容等）
- ⑤ 買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ⑥ 買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇
- ⑦ 買収に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- ⑧ 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません。)及びこれらに対する対処方針
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

(3) 独立委員会の検討手続

独立委員会は、買付者等から必要かつ十分な必要書類の提出がなされた後、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的期間内に、次の①～③に定める情報その他の関連資料の提出を求めるものとします。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができます。

但し、当社取締役会は、独立委員会の指定した期間内に独立委員会が提出を求めた資料等の提出ができない場合、独立委員会に対し、当該資料等の提出期限の延長を申し出ることができるものとします。この場合、独立委員会は、必要かつ合理的な範囲内において、当該提出期限を延長することができます。

- ① 買収提案に対する意見及び根拠となる資料等
- ② 当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ③ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

(4) 買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保

当社は、買付者等及び当社取締役会が独立委員会に対して必要情報等の提供を完了した後、次の期間を独立委員会における検討、評価、交渉、意見及び代替案立案のための期間（以下、「検討期間」という。）として確保されるべきものと考えております。

① 買収条件が、対価を円貨の現金のみとする発行済株式数の全てを公開買付による場合

60日営業日

② その他の場合

90日営業日

独立委員会は、検討期間中、提供された必要情報を十分に検討・評価し、独立委員会としての意見を慎重に取りまとめ、本プランの発動または不発動を当社取締役会に対して勧告します。その際独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会は、必要に応じて、買付者等及び当社取締役会に対して協議を行うよう要請し、または当社の重要な取引先及び従業員に対して、買付者等及び当社取締役会が提示する事業計画等についての意見を求めることがあります。

さらに、独立委員会は、必要に応じて、買付者等または当社取締役会と協議を行い、買付者等及び当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更または代替案の提示を求めることがあります。

独立委員会が、検討期間内にプランの発動または不発動の判断を行うに至らない場合には、合理的な範囲（原則として30日を上限とします。）で、検討期間を延長することができます。なお、独立委員会は、検討期間中に買付者等が提示した買収提案の修正案が当初の買収提案よりも当社にとって実質的に不利益であると判断したときには、別途当該修正案の提出日の翌日から上記の区分に対応した期間において、当該修正案の検討等を行うことができるものとします。

(5) 本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準

① 独立委員会による買収防衛策を発動する旨の勧告

独立委員会は、買付者等が上記（2）に定める情報提供あるいは検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討の結果あるいは買付者等との協議・交渉の結果、次の（a）から（f）に該当する場合その他、買付者等による買付が企業価値または当社株主の皆様の共同利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付であると認められる場合（侵害・毀損をもたらすおそれと本プランの買収防衛策の発動による影響とを比較考量して、買収防衛策を発動することが相当であると認められる場合に限り。）には、検討期間の満了日までに、当該買付が不適切な買付に該当するとして、当社取締役会に対して、

本プランの発動を勧告します。

【買収防衛策の発動を勧告する場合の要件】

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (b) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- (c) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- (d) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- (e) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）
- (f) 買付者等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、買付者等による支配権取得が会社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合

② 買収防衛策の発動後の中止

独立委員会が買収防衛策の発動を勧告し、当社取締役会が買収防衛策を発動した後であっても、次の(a)または(b)の事由が認められる場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、買収防衛策の発動を中止する旨の勧告を行うことができます。

- (a) 買付者等が買付を撤回した場合、その他買付等の状況が解消された場合
- (b) 上記①の発動勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が上記①に定める要件のいずれにも該当しないと判断するに至った場合

③ 当社取締役会の決議

当社取締役会は、上記①による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動または不発動を最終的に決定いたします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

(6) 本プランの具体的内容

上記(5)③により、当社取締役会が不適切な買付に対抗するための具体的方策は、会社法第277条に基づき、別紙1にその概要を記載する新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の株主無償割当の方法によります。

(7) 本新株予約権の割当中止

上記のとおり、独立委員会が、上記(5)②の事由が認められるとして、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当を中止する旨の勧告を行うことができる期限は、本新株予約権の割当基準日から起算して6営業日前までとし、また、当社取締役会が独立委員会からの中止勧告に基づいて本新株予約権の無償割当を中止することができる期限は、本新株予約権の割当基準日から起算して5営業日前までとさせていただきます。

(8) 本プランの継続手続き

本プランの継続にあたり、2022年6月29日に開催予定の当社定時株主総会に付議し、その承認を条件として継続いたします。

(9) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2022年6月29日に開催予定の当社定時株主総会における継続決議の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、2022年6月に開催予定の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が否決された場合には、本プランは継続されません。

(10) 本プランの廃止及び修正・変更等

有効期間の満了前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または修正・変更された場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）」の遵守事項を充足しております。

(2) 株主意思を重視するものであること

当社は、本取締役会において、本プランの継続を決定いたしました。上記4.（9）「本プランの有効期間」及び4.（10）「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載したとおり、本プランは株主総会の承認を条件に継続することとしており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従うよう速やかに変更または廃止されることになっているため、本プランは当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

なお、上記4.（9）に記載のとおり、当社は、2022年6月29日に開催予定の定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させて頂くため、本プランについて株主の皆様にご提案としてお諮りする予定です。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙2ご参照）に従い、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成されます。

買付者等による買付がなされた場合には、上記4.（5）「本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準」にて記載したとおり、独立委員会が買収防衛策の発動を勧告する場合の要件に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視すると共に、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(5)「本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(4)「買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役8名中2名の期差任期制を採用しておりますが、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができるため、スローハンド型買収防衛策に該当しません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当により株主の皆様にご与える影響等

① 本新株予約権の無償割当の方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

割当対象株主の皆様におかれましては、当該本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、上記4.(5)①「独立委員会による買収防衛策を発動する旨の勧告」に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当の効力発生日までに本新株予約権の無償割当を中止し、または本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希薄化することとなります。

但し、当社は、下記③に記載するところに従って買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領す

ることとなり、その保有する当社株式の希薄化は原則として生じません。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかるとする株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身で買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

【別紙1】

発行予定の新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（当社保有の株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、新株予約権無償割当期日における当社最終の発行可能株式総数（当社保有の株式の数を除く。）を上限とし、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことができる。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株当たり1円とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。
8. 新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定めるものとする。
9. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使条件等の諸条件

新株予約権の行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

11. 法令の改正等による修正

法令の新設、改廃または施行等により、上記各項に定める条項等に修正を加える必要が生じた場合、その他取締役会により必要と判断された場合には、上記各項に定める条項を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

【別紙2】

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
8. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他、いつでも独立委員会を招集することができる。
11. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

【別紙3】

独立委員会委員の氏名及び略歴

阿瀬 薫(あせ かおる)

略歴： 1978年4月 大阪国税局入局
2011年7月 国税不服審判所国税審判官
2012年7月 税務大学校研究部教授
2014年7月 東京国税局課税第一部国税訟務官室国税訟務官
2015年7月 沖縄税務署長
2016年7月 東京国税不服審判所第四部国税審判官
2017年7月 東京国税不服審判所横浜支所長
2018年4月 国税不服審判所沖縄事務所長
2019年3月 熊本国税不服審判所長
2020年6月 阿瀬薫税理士事務所開設(現任)
2021年6月 当社取締役(現任)

中村 彰(なかむら あきら)

略歴： 1979年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行
2003年3月 同行横須賀支店支店長
2005年4月 同行業務監査部監査主任
2007年2月 同行本店付参事役
2007年4月 株式会社ぎょうせい業務監査室室長
2008年9月 同社営業部部長
2009年9月 同社クリエイティブ事業部部長
2011年5月 中央ビルマネジメント株式会社ビル管理第一部長
2013年2月 中央不動産株式会社総務部長
2014年6月 同社執行役員総務部長
2019年2月 同社内部監査部執行役員担当部長
2019年6月 当社監査役(現任)
2019年6月 中央不動産株式会社内部監査部理事
2020年4月 中央日本土地建物グループ株式会社内部監査部理事
2021年4月 中央日本土地建物グループ株式会社内部監査部顧問
2021年4月 中央日本土地建物株式会社内部監査部顧問

藤田 通敏(ふじた みちとし)

略歴： 1980年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行
1999年10月 日本信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)営業統括部長
2002年11月 株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)六本木支社長
2004年4月 同行赤坂支社長、青山通支社長
2006年5月 同行虎ノ門支社長
2008年5月 同行監査部与信監査室長
2009年9月 カブドットコム証券株式会社代表執行役副社長
2015年8月 エム・ユー不動産調査株式会社常勤監査役
2019年6月 当社監査役(現任)
2020年6月 昭和四日市石油株式会社監査役(現任)

以 上

【別紙4】

当社株式の保有状況の概要（2022年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,900,000株
3. 株主数 2,967名
4. 大株主

順位	株主名	株数(株)	持株比率(%)
1	株式会社ケーティーエム	909,200	10.90
2	菊水取引先持株会	842,800	10.11
3	菊水電子工業従業員持株会	378,240	4.54
4	株式会社みずほ銀行	360,000	4.32
5	小林寛子	346,800	4.16
6	日本生命保険相互会社	301,000	3.61
7	アジア電子工業株式会社	290,300	3.48
8	ケル株式会社	220,000	2.64
9	株式会社三菱UFJ銀行	214,500	2.57
10	橋本幸雄	188,000	2.25

※1. 上記のほか、当社が保有しております自己株式1,561,055株があります。

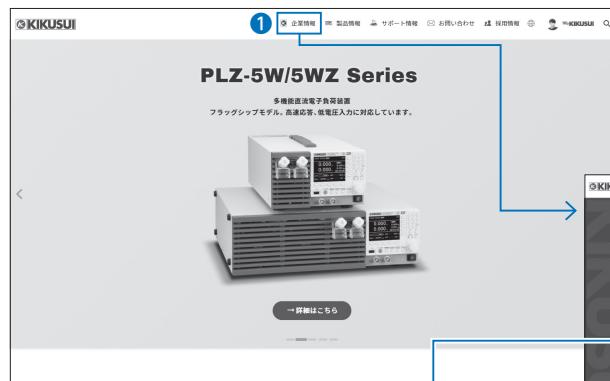
※2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（8,338,945株）を基準に算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

以 上

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

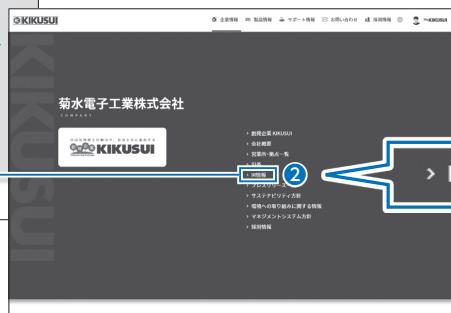
また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「IR情報」内で各種開示資料をご覧ください。

🏠 当社ウェブサイト トップ



🏠 当社ウェブサイト：
<https://www.kikusui.co.jp>

菊水電子工業 検索



> IR情報

📊 IR情報ページ



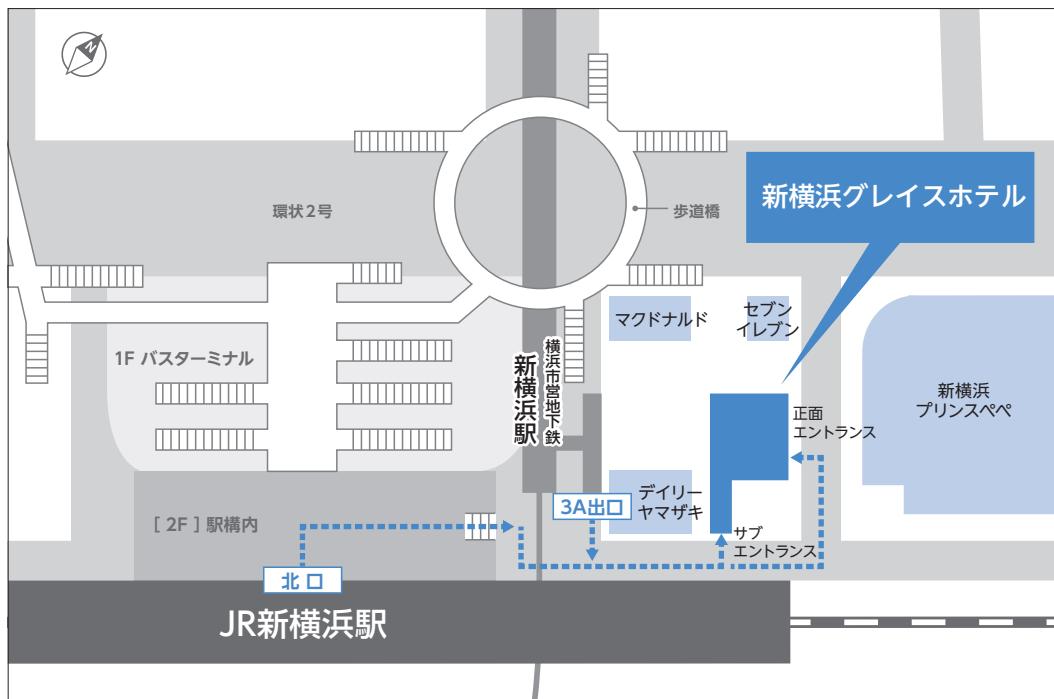
📊 IR情報ページ：
 トップページからは①～②の
 手順でアクセスできます。
<https://kikusui.co.jp/investor/>



株主総会会場ご案内図

開催日時 || 2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 || 新横浜グレイスホテル 4階 サフィア
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地15 TEL:045-474-5111 (代表)



交通の
ご案内

JR線をご利用の場合

JR新横浜駅 **北口** より 徒歩1分

横浜市営地下鉄をご利用の場合

新横浜駅 **3A出口** より 徒歩1分